

## 8.2-7 生物・生態系

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.24 に示すとおりである。

表 8.2.24 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. 生物 a. 陸上植物の状況 b. 陸上動物の状況 c. 水生生物の状況 d. 生息（育）環境 e. 緑の量 f. 法令による基準等 2. 生態系 a. 陸水域生態系の状況 b. 法令による基準等	工事の施行及び工事の完了後における計画道路の存在により、生物・生態系への影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

#### 1) 生物

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は表 8.2.25(1)、(2)（既存資料調査）及び表 8.2.26（現地調査）に、調査地点は図 8.2.6 に示すとおりである。

表 8.2.25(1) 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. 陸上植物の状況 a. 植物種 b. 植物群落	計画道路 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）</li> <li>・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号及び外務省告示第460号）</li> <li>・「環境省レッドリスト」（環境省）</li> <li>・「レッドデータブック」（環境省）</li> <li>・「自然環境基礎調査 植生調査・特定植物群落調査・巨樹・巨木林フォローアップ調査情報（自然環境調査Web-GIS）」（環境省）</li> <li>・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省）</li> <li>・「東京都レッドリスト」（東京都）</li> <li>・「レッドデータブック東京」（東京都）</li> <li>・「東京都保全地域の指定状況」（東京都）</li> <li>・「日野市史 通史編」（日野市）</li> <li>・「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」（日野市）</li> <li>・「斜面緑地保全区域指定箇所一覧表」（八王子市）</li> <li>・「新八王子市史自然調査報告書 八王子市動植物目録」（八王子市）</li> <li>・「植物群落レッドデータ・ブック」（財）日本自然保護協会・（財）世界自然保護基金日本委員会）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

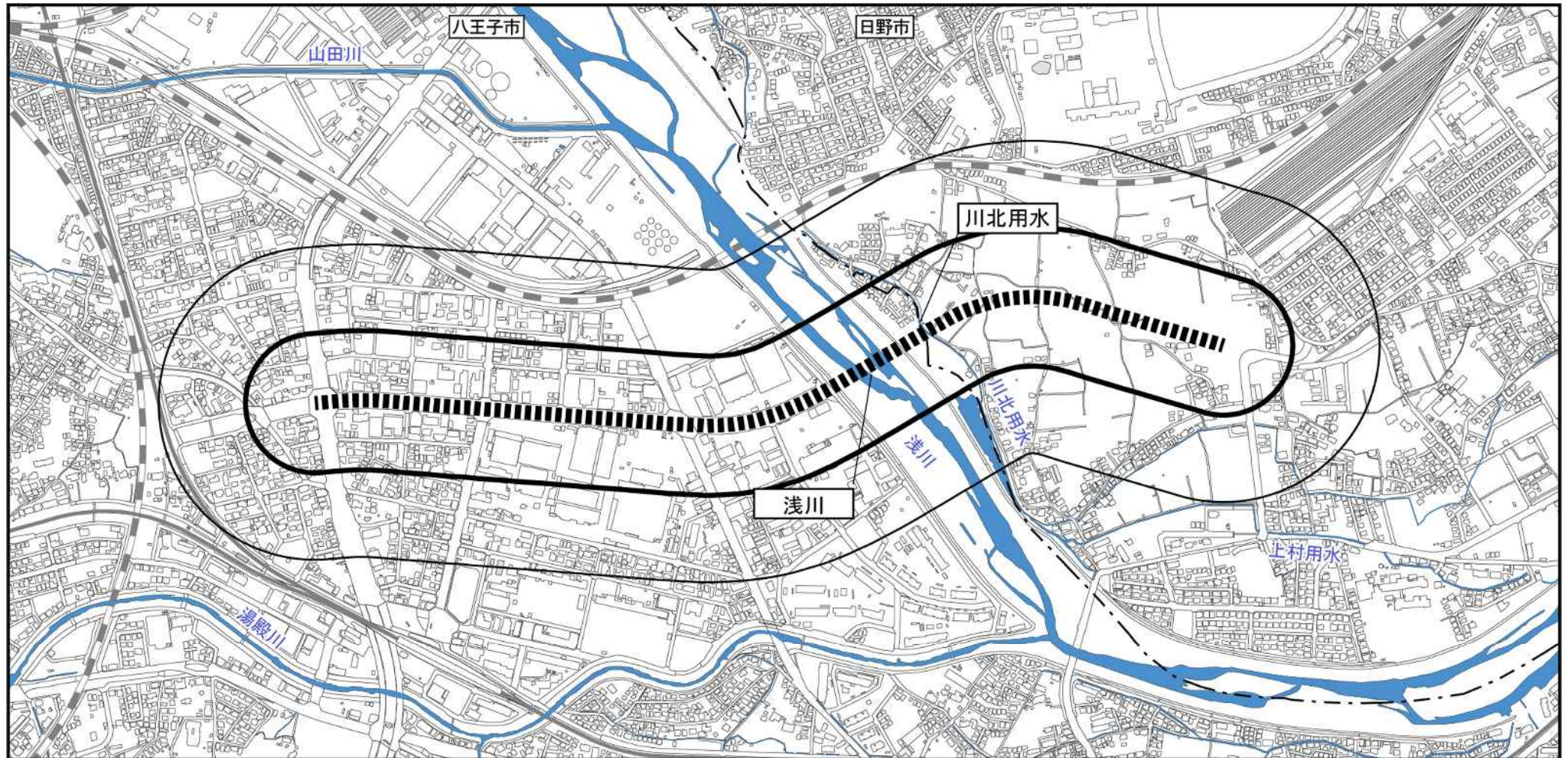
表 8.2.25(2) 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
2. 陸上動物の状況 a. 哺乳類、鳥類、は虫類 及び両生類 b. 昆虫類	計画道路及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）</li> <li>・「環境省レッドリスト」（環境省）</li> <li>・「レッドデータブック」（環境省）</li> <li>・「自然環境基礎調査 すぐれた自然調査・動物分布調査・種の多様性調査情報（自然環境調査Web-GIS）」（環境省）</li> <li>・「東京都レッドリスト」（東京都）</li> <li>・「レッドデータブック東京」（東京都）</li> <li>・「日野市史 通史編」（日野市）</li> <li>・「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」（日野市）</li> <li>・「新八王子市史自然調査報告書 八王子市動植物目録」（八王子市）</li> </ul>	
3. 水生生物の状況 a. 大型水生植物 b. 付着藻類 c. 水生動物	計画道路及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）</li> <li>・「環境省レッドリスト」（環境省）</li> <li>・「レッドデータブック」（環境省）</li> <li>・「自然環境基礎調査 すぐれた自然調査・動物分布調査・種の多様性調査情報（自然環境調査Web-GIS）」（環境省）</li> <li>・「東京都レッドリスト」（東京都）</li> <li>・「レッドデータブック東京」（東京都）</li> <li>・「日野市史 通史編」（日野市）</li> <li>・「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」（日野市）</li> <li>・「日野市水生生物調査 調査報告書」（日野市）</li> <li>・「新八王子市史自然調査報告書 八王子市動植物目録」（八王子市）</li> <li>・「八王子市16河川生物調査」（八王子市）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
4. 生息（育）環境 a. 地形、地質、土壌、地下水等の状況 b. 気温、風向、風速、日照時間、日射量、降水量等の気象の状況 c. 大気汚染等の状況 d. 微気候及び植物群落の構造特徴 e. 地域社会とのつながり	計画道路及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）</li> <li>・「地形分類図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> <li>・「表層地質図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> <li>・「土壌図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> <li>・「気象統計情報」（気象庁）</li> <li>・「東京都自動車排出ガス測定局（自排局）の測定結果」（東京都）</li> <li>・「大気汚染常時監視測定結果」（八王子市）</li> <li>・「自然環境基礎調査 植生調査・特定植物群落調査・巨樹・巨木林フォローアップ調査情報（自然環境調査Web-GIS）」（環境省）</li> <li>・「東京都保全地域の指定状況」（東京都）</li> <li>・「日野市史 通史編」（日野市）</li> <li>・「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」（日野市）</li> <li>・「斜面緑地保全区域指定箇所一覧表」（八王子市）</li> <li>・「新八王子市史 自然編」（八王子市）</li> </ul>	
5. 法令による基準等	計画道路及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）</li> <li>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）</li> <li>・「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）</li> <li>・「自然公園法」（昭和32年法律第161号）</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）</li> </ul>	

表 8.2.26 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査（測定）方法
1. 陸上植物の状況 a. 植物種 b. 植物群落	植物種は、計画道路端から約100mの範囲を対象とする。 植物群落は、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。 （図 8.2.6参照）	陸上植物の生育状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 植物種：早春季、春季、夏季、秋季 植物群落：夏季、秋季	植物種：直接観察及び採取により植物種（シダ植物以上の高等植物）のリスト等を作成する。注目される種の確認地点、生育環境等を記録する。 植物群落：群落毎に1～2地点程度の調査地点を選択し、植物社会学的方法による植生調査を実施する。注目される群落については、その位置や自然度を記録する。現地踏査、空中写真の判読及び既存資料の整理により、植生図を作成する。
2. 陸上動物の状況 a. 哺乳類、鳥類、は虫類及び両生類 b. 昆虫類	計画道路端から約250mの範囲を対象とし、トラップの設置位置は樹林や耕作地等の緑地が存在する場所で代表的な地点を選定する。ただし、行動圏が特に広い動物を対象とする場合には、必要に応じ適宜拡大する。 （図 8.2.6参照）	陸上動物の生息状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季 鳥類：春季、夏季、秋季、冬季 鳥類（猛禽類）：繁殖期 は虫類及び両生類：早春季、春季、夏季、秋季 昆虫類：春季、夏季、秋季	陸上動物の分類別に、以下の調査方法により種のリスト等を作成する。注目される種の確認地点、生息環境等を記録する。 哺乳類：直接観察及びフィールドサイン法（自動撮影装置の設置を含む）、トラップによる捕獲、バットディテクターによるコウモリ類の生息状況把握 鳥類：ラインセンサス法、直接観察 鳥類（猛禽類）：定点観察法 は虫類及び両生類：直接観察及び採取 昆虫類：直接観察及び採取（ビーティング法、スィーピング法）、ライトトラップ法、ベイトトラップ法
3. 水生生物の状況 a. 大型水生植物 b. 付着藻類 c. 水生動物	計画道路と交差する浅川、川北用水について、計画道路端から約250mの範囲を対象とし、トラップの設置位置は、それぞれの範囲で底質や水生植物が繁茂する等生物の生息基盤が存在する場所で代表的な地点を選定する。 （図 8.2.6参照）	水生生物の生息・生育状況の把握や種の同定に適した時期に行う。 大型水生植物：早春季、春季、夏季、秋季 付着藻類：春季、夏季、秋季 水生動物（魚類等の遊泳動物）：春季、夏季、秋季 水生動物（底生動物）：春季、夏季、秋季、冬季	水生生物の分類別に、以下の調査方法により種のリスト等を作成する。注目される種の確認地点、生息・生育環境等を記録する。 大型水生植物：直接観察及び採取 付着藻類：コドラート法 水生動物（魚類等の遊泳動物）：直接観察及び採取、トラップ等による採取 水生動物（底生動物）：直接観察及び採取
4. 緑の量 a. 緑被率 b. 緑の体積	道路用地内とする。	緑被率及び緑の体積の把握に適した時期に行う。 緑の量：夏季、秋季	緑被率については、植物群落の調査結果により作成する植生図を用いて求める。 緑の体積については、緑被面積に各植物群落の最上層を形成する植物の平均高を乗じて求める。





凡例

■■■■ 計画道路

—— 計画道路端から約100mの範囲

—— 計画道路端から約250mの範囲

- - - 市界

—— 河川・用水路

図 8.2.6 生物・生態系調査範囲図



1:10,000

0.25

0.5km

0

2) 生態系

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 8.2.27（既存資料調査）及び表 8.2.28（現地調査）に示すとおりである。

表 8.2.27 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 陸水域生態系の状況	計画道路及びその周辺	・「1) 生物」の調査結果	—
2. 法令による規制等	計画道路及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）</li> <li>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）</li> <li>・「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）</li> <li>・「自然公園法」（昭和32年法律第161号）</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

表 8.2.28 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査（測定）方法
1. 陸水域生態系の状況 a. 生態系の機能及び構造 b. 注目される種及び群集	計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	「1) 生物」の調査結果を用いるため「1) 生物」と同様とする。	「1) 生物」の既存資料調査結果及び現地調査結果を基本とし、計画道路周辺の緑の連続性を把握する。 また、調査地域の生態系における共生・循環等の概要を把握する。 注目される種及び群集については上位性、典型性、特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種・群集に着目し、事業による環境の変化が注目される種及び群集へ及ぼす影響を調査する。

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.29(1)、(2)に示すとおりである。

表 8.2.29(1) 予測及び評価の方法

予測事項		予測の 対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	工事の施行に係る生物・生態系の変化の内容及びその程度に係る環境影響が最大となる時点	予測地域は、現地調査の範囲とし、植物種は、計画道路端から約100mの範囲を対象とする。植物群落は、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	施工計画、現地調査結果等を踏まえて、陸上植物、陸上動物、水生生物及び生息（育）環境の変化の程度を把握して予測する。	事業の実施により、陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境及び陸水域生態系に及ぼす影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価する。  ＜評価の指標＞ 生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと
	動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	水生生物相の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路と交差する浅川、川北用水について、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	生息（育）環境の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。計画道路と交差する浅川、川北用水については、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	陸水域生態系の変化の内容及びその程度	予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	施工計画、現地調査結果等を踏まえて、陸水域生態系の変化の程度を把握して予測する。		

表 8.2.29(2) 予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	工事完了後一定期間を経過した時点	予測地域は、現地調査の範囲とし、植物種は、計画道路端から約100mの範囲を対象とする。植物群落は、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	事業計画、現地調査結果等を踏まえて、陸上植物、陸上動物、水生生物及び生息（育）環境の変化の程度を把握して予測する。	事業の実施により、陸上植物、陸上動物、水生生物、生息（育）環境、緑の量及び陸水域生態系に及ぼす影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかについて評価する。  <評価の指標> 生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと
	動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	水生生物相の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路と交差する浅川、川北用水について、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	生息（育）環境の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。計画道路と交差する浅川、川北用水については、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。		
	緑の量の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、道路用地内とする。		
	陸水域生態系の変化の内容及びその程度		予測地域は、現地調査の範囲とし、計画道路端から約250mの範囲を対象とする。	事業計画、現地調査結果等を踏まえて、陸水域生態系の変化の程度を把握して予測する。	



## 8.2-8 日影

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.30 に示すとおりである。

表 8.2.30 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 2. 既存建築物の状況 3. 地形の状況 4. 土地利用の状況 5. 法令による基準等	工事の完了後における橋梁構造物の存在に伴う日影により影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査とする。

調査方法は、表 8.2.31 に示すとおりである。

表 8.2.31 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況	橋梁構造部 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「日野都市計画図」(日野市)</li> <li>・「八王子都市計画図」(八王子市)</li> <li>・「住宅地図」(株式会社ゼンリン)</li> <li>・「公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧」(東京都)</li> <li>・「社会福祉施設等一覧」(東京都)</li> <li>・「学童クラブ申請・使用料・施設一覧について」(日野市)</li> <li>・「学童保育所一覧」(八王子市)</li> <li>・「施設案内 医院・診療所」(日野市)</li> <li>・「市内図書館のご案内」(八王子市)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
2. 既存建築物の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅地図」(株式会社ゼンリン)</li> </ul>	
3. 地形の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「東京都総合地盤図(Ⅱ)」(東京都)</li> <li>・「地形分類図(八王子・藤沢・上野原)」(東京都)</li> </ul>	
4. 土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「日野都市計画図」(日野市)</li> <li>・「八王子都市計画図」(八王子市)</li> </ul>	
5. 法令による規制等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年建設省計用発第4号)</li> </ul>	



(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.32 に示すとおりである。

表 8.2.32 予測及び評価の方法

	予測事項	予測の 対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	橋梁構造物の完成後の冬至日	予測地域は、計画道路の存在により日影が生じるおそれのある地域とし、橋梁構造部の周辺とする。	冬至日の真太陽時で午前8時から午後4時までに生じる時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法により予測する。	<p>予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt; 「公共施設の設置に起因する日陰により生じる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省計用発第4号）に定められる日陰時間</p>

## 8.2-9 電波障害

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.33 に示すとおりである。

表 8.2.33 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. テレビ電波の受信状況 2. テレビ電波の送信状況 3. 高層建築物及び住宅等の分布状況 4. 地形の状況	工事の完了後における橋梁構造物の存在により、テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害が生じることが考えられることから、計画道路の橋梁構造部及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

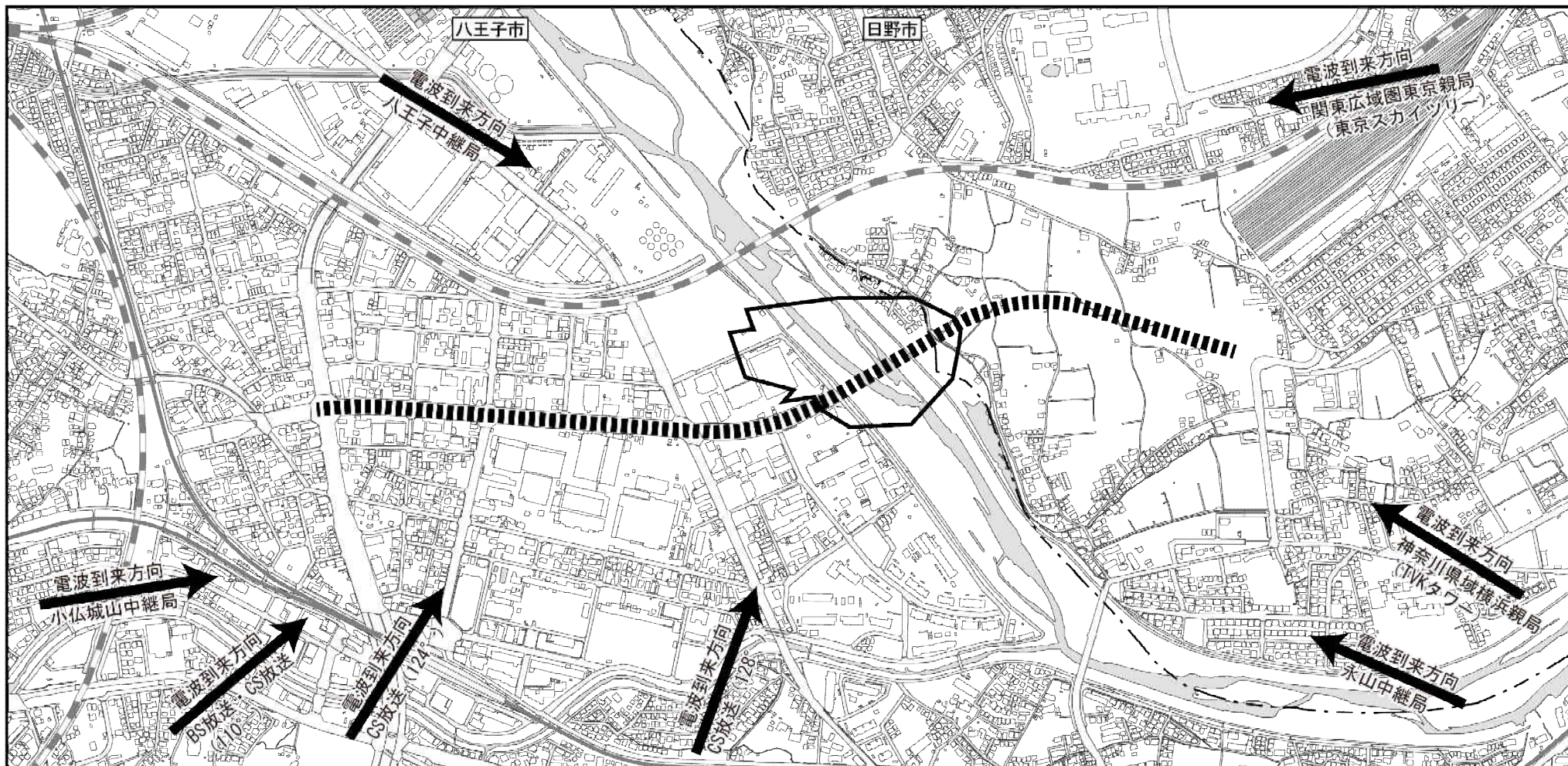
調査方法は表 8.2.34（既存資料調査）及び表 8.2.35（現地調査）に、調査範囲は図 8.2.7 に示すとおりである。

表 8.2.34 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. テレビ電波の送信状況	橋梁構造部及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地上デジタルテレビ放送のエリア」（総務省）</li> <li>・「デジタル中継局開局情報」（総務省）</li> <li>・「衛星放送の現状」（総務省）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
2. 高層建築物及び住宅等の分布状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「日野都市計画図」（日野市）</li> <li>・「八王子都市計画図」（八王子市）</li> <li>・「住宅地図」（株式会社ゼンリン）</li> </ul>	
3. 地形の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）</li> <li>・「地形分類図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> </ul>	

表 8.2.35 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査（測定）方法
1. テレビ電波の受信状況 a. テレビの受信画像の状況	調査地域は、橋梁構造物の存在に伴う地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害の発生が推定（橋梁構造物の構造、高さ、電波到来方向等を基に検討した結果から推定）される地域とし、調査地点は調査地域内にはほぼ均一になるように設定する。（図 8.2.7参照）	季節を問わず1回行う。	「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（平成30年6月、一般社団法人日本CATV技術協会）に定められる方法とする。



凡 例

- 計画道路
- 市界



- テレビ電波の受信状況を確認する範囲
- ← 電波到来方向

資料：「地上デジタルテレビ放送のエリア」(令和2年3月閲覧、総務省HP)  
「デジタル中継局開局情報」(令和2年3月閲覧、総務省HP)  
「衛星放送の現状(令和2年度第1四半期版)」(令和2年4月、総務省)



1:10,000  
0.25

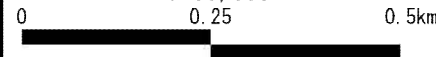


図 8.2.7 電波障害調査範囲図

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.36 に示すとおりである。

表 8.2.36 予測及び評価の方法

予測事項		予測の 対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	橋梁構造物の存在に伴うテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害の程度の程度	橋梁構造物の完成時	予測地域は、計画道路の存在によりテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害が生じるおそれのある地域とし、橋梁構造部の周辺とする。	「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（平成17年3月、社団法人日本CATV技術協会）に示される方法より予測する。	予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。  <評価の指標> 橋梁構造物によりテレビ電波の受信障害をおこさないこと

## 8.2-10 景観

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.37 に示すとおりである。

表 8.2.37 調査事項及びその選定理由

調査事項	選定理由
1. 地域景観の特性 2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況 3. 土地利用の状況 4. 都市の景観の保全に関する方針等 5. 法令による基準等	工事の完了後における計画道路の存在により、景観への影響が考えられることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 8.2.38（既存資料調査）及び表 8.2.39（現地調査）に示すとおりである。

表 8.2.38 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
1. 地域景観の特性	計画道路 及び その周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「航空写真」（国土地理院）</li> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「景観づくり基本方針」（東京都）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都立公園一覧」（東京都）</li> <li>・「日野市ウォーキングマップ」（日野市）</li> <li>・「公園データ一覧」（日野市）</li> <li>・「こどもと楽しむ日野市公園マップ 市内の南西地域（公園マップ3）」（日野市）</li> <li>・「八王子市ウォーキングマップ」（八王子市）</li> <li>・「浅川ゆったりロードMAP」（八王子市）</li> <li>・「八王子の都市計画（資料編）」（八王子市）</li> </ul>	
3. 土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都都市整備局）</li> <li>・「日野都市計画図」（日野市）</li> <li>・「八王子都市計画図」（八王子市）</li> </ul>	
4. 都市の景観の保全に関する方針等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都景観計画」（東京都）</li> <li>・「公共事業景観形成指針（公共事業の景観づくり指針）」（東京都）</li> <li>・「日野市まちづくりマスタープラン」（日野市）</li> <li>・「都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）」（八王子市）</li> <li>・「八王子市景観計画」（八王子市）</li> </ul>	
5. 法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」（昭和43年法律第100号）</li> <li>・「景観法」（昭和16年法律第110号）</li> <li>・「自然公園法」（昭和32年法律第161号）</li> <li>・「東京都景観条例」（平成18年東京都条例第136号）</li> <li>・「日野市まちづくり条例」（平成18年日野市条例第7号）</li> <li>・「八王子市景観条例」（平成23年八王子市条例第10号）</li> </ul>	

表 8.2.39 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査（測定）方法
1. 地域景観の特性 a. 主要な景観構成要素	調査範囲は、計画道路が近景域又は中景域となる範囲として概ね周囲500mの範囲とする。	調査範囲における地域景観の特性の状況を代表する季節であって、かつ晴天の日に行う。	現地踏査及び写真撮影とする。
2. 代表的な眺望地点及び眺望の状況 a. 代表的な眺望地点の位置及び特性 b. 代表的な眺望地点からの景観の現況及び展望領域	調査範囲は、計画道路が近景域又は中景域となる範囲として概ね周囲500mの範囲とし、調査地点は地域住民の利用度等を考慮して代表的な眺望地点を設定 <sup>注)</sup> する。		

注) 代表的な眺望地点とは、事業計画地又は事業計画において建設を予定している建造物等が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用頻度及び滞留度が高い場所、事業計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等の地点をいう。

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.40 に示すとおりである。

表 8.2.40 予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度	予測地域は、計画道路の存在に伴い地域景観の特性の変化が生じるおそれのある地域とし、計画道路周辺とする。	事業計画、現地調査結果等を踏まえて定性的に予測する。	予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。  <評価の指標> 「東京都景観条例」（平成18年10月12日東京都条例第136号）に基づく「公共事業景観形成指針（公共事業の景観づくり指針）」（東京都）に定められる道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針
	計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	予測地域は、計画道路の存在に伴い代表的な眺望地点からの眺望の変化が生じるおそれのある地域とし、計画道路周辺とする。	完成予想図（フォトモンタージュ）の作成により予測する。	



## 8.2-11 史跡・文化財

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.41 に示すとおりである。

表 8.2.41 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. 文化財の状況 2. 埋蔵文化財包蔵地の状況 3. 法令による基準等	工事の施行により、埋蔵文化財包蔵地への影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査とする。

調査方法は、表 8.2.42 に示すとおりである。

表 8.2.42 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. 文化財の状況 2. 埋蔵文化財包蔵地の状況 3. 法令による基準等	計画道路及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都文化財情報データベース」（東京都）</li> <li>・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都）</li> <li>・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）</li> <li>・「東京都文化財保護条例」（昭和51年東京都条例第25号）</li> <li>・「日野市文化財保護条例」（昭和57年日野市条例第28号）</li> <li>・「八王子市文化財保護条例」（昭和52年八王子市条例第6号）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.43 に示すとおりである。

表 8.2.43 予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度に係る環境影響が最大となる時点	予測地域は、工事の施行に伴い埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれのある地域とし、計画道路周辺とする。	埋蔵文化財包蔵地の分布図と対象事業とを重ね合わせる方法により予測する。	<p>予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt; 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）等に定められる規定を遵守すること</p>

## 8.2-12 自然との触れ合い活動の場

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.44 に示すとおりである。

表 8.2.44 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. 主要な自然との触れ合い活動の場の状況 2. 地形等の状況 3. 土地利用の状況	工事の施行及び工事の完了後における計画道路の存在により、自然との触れ合い活動の場への影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査とする。

調査方法は、表 8.2.45（既存資料調査）及び表 8.2.46（現地調査）に示すとおりである。

表 8.2.45 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. 主要な自然との触れ合い活動の場の状況 a. 自然との触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 b. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況、利用経路	計画道路及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都立公園一覧」（東京都）</li> <li>・「日野市ウォーキングマップ」（日野市）</li> <li>・「公園データ一覧」（日野市）</li> <li>・「こどもと楽しむ日野市公園マップ 市内の南西地域（公園マップ3）」（日野市）</li> <li>・「八王子市ウォーキングマップ」（八王子市）</li> <li>・「浅川ゆったりロードMAP」（八王子市）</li> <li>・「八王子の都市計画（資料編）」（八王子市）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
2. 地形等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）</li> <li>・「地形分類図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> </ul>	
3. 土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>・「日野都市計画図」（日野市）</li> <li>・「八王子都市計画図」（八王子市）</li> </ul>	

表 8.2.46 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査（測定）方法
1. 主要な自然との触れ合い活動の場 a. 自然との触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 b. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況、利用経路	調査範囲は、計画道路内及び計画道路と交差するサイクリングロード、ウォーキングコース等とする。	主要な自然との触れ合い活動の場の状況を踏まえて、利用状況、利用経路等を適切に把握できる期間、時期及び時間帯に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・春季</li> <li>・夏季</li> </ul>	現地踏査及び写真撮影とする。

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.47 に示すとおりである。

表 8.2.47 予測及び評価の方法

予測事項		予測の 対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場の 改変の程度、機能 の変化の程度	工事の施行に伴う自然との 触れ合い活動 の場の改変の 程度、機能の 変化の程度に 係る環境影響 が最大となる 時点	予測地域は、計 画道路内及び 計画道路と交 差するサイク リングロード、 ウォーキング コース等とす る。	現地調査等により把握 した自然との触れ合い 活動の場の位置、区域 及び分布状況と対象事 業の内容と重ねあわせ て推定する方法とす る。	予測の結果及び以下に示す評 価の指標に基づき、地域の特 性及び環境保全のための措置 を勘案して評価する。  <評価の指標> 自然との触れ合い活動の場に 著しい影響を及ぼさないこと
工事の 完了後	計画道路の存在 に伴う自然との 触れ合い活動の 場の改変の程度、 機能の変化の程 度	工事完了後一 定期間を経過 した時点			

## 8.2-13 廃棄物

### (1) 調査事項

調査事項及びその選定理由は、表 8.2.48 に示すとおりである。

表 8.2.48 調査事項及びその選定理由

調査事項	選 定 理 由
1. 撤去建造物及び伐採樹木等の状況 2. 建設発生土の状況 3. 廃棄物の処理の状況 4. 法令による基準等	工事の施行に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土は、現場内での再利用が考えられる一方、実施区域外に搬出し影響を及ぼすおそれがあることから、計画道路及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査とする。

調査方法は、表 8.2.49 に示すとおりである。

表 8.2.49 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備 考
1. 撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画道路及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
2. 建設発生土の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・「地形図」（国土地理院）</li> <li>・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」（東京都）</li> <li>・「地形分類図（八王子・藤沢・上野原）」（東京都）</li> <li>・「表層地質図」（東京都）</li> <li>・「東京都総合地盤図」（東京都）</li> </ul>	
3. 廃棄物の処理の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設リサイクル推進計画」（国土交通省）</li> <li>・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（東京都）</li> <li>・「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）</li> </ul>	
4. 法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）</li> <li>・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）</li> <li>・「東京都廃棄物条例」（平成4年東京都条例第140号）</li> <li>・「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年東京都公告）</li> <li>・「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）</li> <li>・「日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」（平成5年日野市条例第16号）</li> <li>・「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」（平成5年八王子市条例第18号）</li> </ul>	

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2.50 に示すとおりである。

表 8.2.50 予測及び評価の方法

予測事項	予測の対象時点	予測地域・地点	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率、再資源化量及び処理・処分方法	工事の施行中において廃棄物及び建設発生土が発生する期間	予測地域は、計画道路とする。	<p>施工計画の内容等から工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用率、再資源化量を推定する方法とする。</p> <p>予測の結果及び以下に示す評価の指標に基づき、地域の特性及び環境保全のための措置を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt; 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)等に定められる事業者の責務</p>